

高崎市民音楽連盟規約

(称呼及び事務所)

この連盟は、高崎市民音楽連盟（以下「連盟」という。）といい、事務所を理事長宅に置く。

(目的)

連盟は高崎市民の音楽文化発展に寄与することを目的とする。

(事業)

高崎市民音楽連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

音乐会の開催

市民愛唱歌の募集

その他連盟の目的を達成するため必要な事業

(組織)

連盟は、学校並びに高崎市内の音楽家、音楽教育に携わるもの及び音楽愛好家で、連盟の趣旨に賛同し、加盟を申し込んだ団体および個人を持って組織する。

(加盟)

連盟に加盟するには役員会の承認を必要とする。

(専門部会)

連盟は、各事業を行うために専門部会を設け、各専門部会は各事業の実務運営に当たる。

(役員等)

第7条 1、連盟に次の役員・常任理事・理事・会計監査・顧問及び参与を置く。

(1) 会長

(2) 副会長 (若干名)

(3) 理事長

(4) 副理事長

(5) 事務局 (若干名)

(6) 専門部長 (若干名)

(7) 常任理事 (若干名)

(8) 理事 (若干名)

(9) 会計監査 (2名)

(10) 顧問 (若干名)

(11) 参与 (若干名)

2、理事は小学校より3名・中学校より2名、及び一般団体より各1名、ならびに役員会が認める個人を選出する。なお理事は前条の各専門部会に所属するものとする。

3、会長・副会長は総会の推薦により選出する。

4、理事長・副理事長は理事の互選により選出する。

5、事務局は事務局長1名・事務局員若干名・書記2名・会計2名を理事の互選により選出する。

6、会計監査は総会において選出する。

7、前条の専門部会には専門部長・副部長を置き理事の互選により選出する。

8、常任理事は、前項の専門部会の副部長をもってあてる。

9、顧問及び参与は、役員会・理事会の推薦による。

10、役員等の任期は2年とする。但し兼任、再任、留任はこれを妨げない。

(会議)

- 第8条 1、連盟の会議は、総会（通常総会・臨時総会）・理事会・常任理事会・役員会とする。
- 2、通常総会並びに理事会は年1回の開催とする。また、過半数の理事の要求があつた場合あるいは役員会が必要と認めた場合に臨時総会を開く。尚、総会は理事会をもって代行することが出来る。
- 3、総会は出席者と委任状（欠席及び途中退場者）の合計が理事数の過半数なるをもって成立し、決議は出席者の多数決による。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。
- 委任に際しては、個人委任を認めず、議會議決に委任する。
- 4、総会は次の事項を審議し決定する。
- (1) 事業報告及び決算 (2) 事業計画及び予算案
(3) 役員等の選出及び承認 (4) 規約の改正
(5) その他必要な事項
- 5、常任理事会は前条（1）から（7）までの役員等にて構成する。
- 6、常任理事会は必要に応じて開催し、連盟の運営及び事業企画等を審議する。
- 7、役員会は前条（1）から（6）までの役員等にて構成する。
- 8、役員会は必要に応じて開催し、加盟承認並びに連盟の運営方針・事業企画等を審議する。

(会計)

- 第9条 1、連盟の経費は加盟団体の会費・入会金・事業収入及び補助金により支弁する。
- 2、会費は年額4,000円とし入会金は2,000円とする。

(会計年度)

連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

- 第11条 本規約の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(慶弔規定)

- 第12条 1、祝意について

連盟会員が、音楽関係に於いて国家表彰・これに準ずる功労賞の栄誉に輝いた場合には、お祝いとして金一封を贈り祝意を表す。

- 2、弔意について

①連盟会員の者及びその関係者の逝去については、役員会の決定により連盟として生花を1基ご霊前に供え弔意を表す。

②連盟会員は都合のつく限り新生活で告別式あるいは通夜に参列する。個人的付き合いがある場合はこの限りではない。

(付則)

- 第13条 本規約にない事項については、役員会の決定により従い、慣行あるときはこれに従う。

(適用年月日)

この規約は 昭和42年 5月18日より実施する。

昭和45年 4月30日一部改正 昭和49年 4月30日一部改正

昭和50年 5月27日一部改正 昭和53年 5月17日一部改正

昭和62年 5月14日一部改正 平成2年 5月10日一部改正

平成8年 4月 1日一部改正 平成12年 5月19日一部改正

平成13年 5月17日一部改正 平成23年 5月21日一部改正

平成26年 4月 1日一部改正